

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和3年11月30日(火) 開会 午後 1時30分
閉会 午後 3時00分

2 場 所 川南町役場 議員控室

3 出席委員

(委員)

1番	橋口	裕二	2番	長友	順子	3番	新垣	吉男
4番	井尻	恵雄	5番	湯地	二三夫	6番	森	信幸
7番	河野	博子	8番	山下	栄	9番	杉尾	英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	日高	重樹	11番	佐光	真美	12番	林田	泰代
13番	黒木	正行	14番	有澤	章	15番	戸高	一志
16番	永田	貞義	17番	河野	伊栄雄	18番	樽見	一寛

4 欠席委員

5 議事日程

- 第1 諸報告
- 第2 会議録署名委員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第62号 農地法第3条の規定による申請の許可について
- 第5 議案第63号 農地法第5条の規定による申請の承認について
- 第6 議案第64号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
- 第7 議案第65号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について
- 第8 議案第66号 非農地証明願の承認について
- 第9 その他(合意解約、行事予定)

6 会議録署名委員 2番 長友 順子 3番 新垣 吉男

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	三好	益夫	補佐	岩切	拓也	係長	川崎	恵美
主査	別宮	愛	主事	清	亜朱沙			

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ 諸報告	議長	皆様、こんにちは。 それでは、11月の定例総会を始めます。
	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、11月の諸報告をさせていただきます。 9日、女性の農業委員会初任者委員のための研修会が県庁にて開催され、林田委員と佐光委員が出席されました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 11日、あっせん会を開催しました。 後ほど、担当委員の御報告をお願いします。 15日、16日の日程で宮崎県女性農業委員連絡協議会特別研修が五ヶ瀬町にて開催され、河野博子委員、佐光委員、林田委員が出席されました。 22日、4・5条現地調査検討会、第4小委員会を開催しました。 本日、11月定例総会であります。 総会終了後、意見交換会及び懇親会を開催いたします。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	4番	議長、4番。 11月10日、午前9時より役場第3会議室で16番委員と農家相談を行いました。相談件数は、2件でした。 <農家相談 報告>
報告 あっせん会 60号1番	議長	あっせん会について、担当委員の報告をお願いします。
	17番	11月11日、午後1時30分より役場第3会議室で4番委員とあっせん会を行いました。 協議の結果、反当り50万円、総額602万2千円で成立しました。以上報告いたします。
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、本日は、2番 長友 順子委員、3番 新垣 吉男委員を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議はありませんか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
議案第62号 3条許可	議長	【日程第4】議案第62号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第62号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、申請案件に対する、農地法第3条許可の御決定を頂きます様、よろしくお願ひ申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を頂き、審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。親子で年金再設定による使用貸借です。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 全員賛成と認めます。 1号については、許可する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	6番	議長、6番。 2号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、許可する事にいたします。 次に、3号
3号 補足説明	3番	議長、3番。 3号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この議案は、9月総会の件で2名の方が買受適格者になり、落札者が決定したもので、今回は競売物件の売買の申請です。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、許可する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	4番	議長、4番。 4号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。
		ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、許可する事にいたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
議案第63号 5条承認	議長	【日程第5】 議案第63号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第63号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
	8番	議長、8番。 第4小委員会の委員長報告を行います。 11月22日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1号は、許可相当と認めます。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	7番	議長、7番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。親子間での使用貸借になります。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内の農地であることから第3種農地となりますので、許可相当と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしくお願いたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
議案第64号 集積(所有権)	議長	【日程第6】 議案第64号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第64号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」その 提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	17番	議長、17番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。あっせん会議によって成立した 売買によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろ しくお願いします。
	議長 議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。 全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 ここで、7番委員の退室を求めます。 ＜ 7番委員退室 ＞ 次に、2号。
2号 補足説明	5番	議長、5番。 2号について補足説明いたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は、記載のとおりです。譲受人と譲渡人は家が隣で、譲受人が以前から耕作されていて、今回売買するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>
	<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>2号については、決定する事にいたします。</p> <p>ここで、7番委員の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">＜ 7番委員入室 ＞</p> <p>次に、3号。</p>
<p>3号 補足説明</p>	<p>13番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議長、13番。</p> <p>3号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。譲受人の所有する農地に隣接する田になります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>3号については、決定する事にいたします。</p> <p>次に、4号。</p>
<p>4号 補足説明</p>	<p>18番</p>	<p>議長、18番。</p> <p>4号について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。譲渡人が農地に売りたいの看板を建てているのを譲受人が見られて売買することになったそうです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく申し上げます。</p>

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
議案第65号 集積(利用権)	議長	【日程第7】 議案第65号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第65号 「農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規 定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求めるもの でございます。 本案件の申請件数は、11件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の経営状況 は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、設定され た集積計画の御決定を頂きます様、よろしくお願い申し上げ ます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。 1号。
1号 補足説明	18番	議長、18番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よ ろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意 見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、決定する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	12番	議長、12番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし ていると考えます。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、決定する事にいたします。 次に、3号。
3号 補足説明	12番	議長、12番。 3号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長	3号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 3号については、決定する事にいたします。 次に、4号。
4号 補足説明	12番	議長、12番。 4号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長	4号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 4号については、決定する事にいたします。 次に、5号。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
5号 補足説明	12番	議長、12番。 5号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	5号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 5号については、決定する事にいたします。 次に、6号。
6号 補足説明	5番	議長、5番。 6号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	6号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 6号については、決定する事にいたします。 ここで、議長を交代します。 ＜ 2番委員に議長交代 ＞ ＜ 1番委員退室 ＞ 次に、7号。
7号 補足説明	5番	議長、5番。 7号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	7号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 7号については、決定する事にいたします。 1番委員の入室を許可します。 ＜ 1番委員入室 ＞ 議長を交代します 次に、8号。
8号 補足説明	1番	私が担当ですので、 8号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	8号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 8号については、決定する事にいたします。 ここで、18番委員の退室を求めます。 ＜ 18番委員退室 ＞ 次に、9号。
9号 補足説明	12番	議長、12番。 9号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	9号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	<p>全員賛成と認めます。 9号については、決定する事にいたします。 ここで、18番委員の入室を許可します。 ＜ 18番委員入室 ＞ 次に、10号。</p>
10号 補足説明	4番	<p>議長、4番。 10号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長 議長	<p>10号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 10号については、決定する事にいたします。 次に、11号。</p>
11号 補足説明	12番	<p>議長、12番。 11号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。中間管理事業によるものです。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長 議長	<p>11号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。 議長 全員賛成と認めます。 11号については、決定する事にいたします。</p>

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
議案第66号 非農地証明	議長	【日程第8】 議案第66号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第66号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明申し上げます。 本案件の申請件数は、2件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおりであります。 調査担当第4小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきます様、よろしく願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第4小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	8番	議長、8番。 第4小委員会の委員長報告を行います。 11月22日午前9時より、第3会議室にて事務局からの説明を受けた後、現地確認を行いました。1号は、水路敷きで木が生い茂っている状態で、2号は、線路の海側のところでこちらも山のような状態になっていました。どちらも許可相当と認めます。線路の海側の農地は山のような状態になっているところが多く、今後非農地判断をすることになるのかなと思まいました。内容については、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第4小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	9番	議長、9番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。基盤整備で排水路を作った際に山側の方に残った残地で、その時から、使えない状態だったとのことです。申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内ではなく、農業に対する公共投資の対象となっていない、生産性の低い農地であり、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な農地ということから非農地と判断されます。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号については、承認する事にいたします。 次に、2号。
2号 補足説明	13番	議長、13番。 2号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。申請地は、線路より海側の農地で目の前に砂浜がある状態です。農業振興地域整備計画における農用区域内ではなく、農業に対する公共投資の対象となっていない、生産性の低い農地であり、10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な農地ということから非農地と判断されます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	2号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。 ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 2号については、承認する事にいたします。

川南町農業委員会 11月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第9】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について、報告いたします。 解約については、中間管理事業への移行によるものが3件、 売買によるものが6件、面積の変更によるものが2件、貸借期 間の変更によるものが2件、農地条件が悪いため解約するも のが4件の計17件となります。
	議長	「合意解約」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「12月の行事予定」について、報告いたします。
	議長	「12月の行事予定」について、報告がありました。 他に何かありませんか。
	議長 議長	他に何かありませんか。 すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、 令和3年11月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会 11月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

2番

3番